

研究ノート：道教の出家戒に関する覚え書き

森 由 利 亜

Preparatory Notes on Daoist Precepts for Those Who Leave Their Families

Yuria MORI

Abstract

One of the largest impacts of Buddhist civilization on Chinese society may be the tradition of authorizing religious practitioners leaving their families by conferring certain precepts on them. To help explain how Chinese society dealt with this tradition, it is useful to examine how Daoism adopted and adapted the Buddhist consecration ritual for novices. This report begins with a summary of the author's recent studies on the basic structure of the Daoist consecration ritual as manifested in the different ritual protocols in different periods of Daoism. These studies confirm that this structure had its roots in the consecration ritual for Buddhist novices. The article then, discusses Daoist variations in the ritual as compared to the Buddhist counterpart. One such variation is the differing conditions of novices expressed in different sets of the ten precepts adopted in three different ritual protocols. The second variation that is examined is the changing timing of the ritual, as evidenced by a series of versions of the ritual, especially those versions from the mid-sixth to the mid-eighth centuries. These variations suggest that Daoism provided the flexibility that allowed Chinese society to absorb the various types of people who left their families to immerse themselves in religion. This is a roughly revised draft for a symposium, "Bukkyo bunmei no kakudai to tenkai," held at Waseda University on 15th Oct, 2014. For more detailed version, see an article mentioned in note 1.

はじめに

本研究ノートは筆者が「総合人文科学研究センター・日中韓国際シンポジウム」(2014.10.15 於早稲田大学)「仏教文明の拡大と転回」において行った報告原稿である。本稿の内容は新川登亀男編『仏教文明と世俗秩序』(2015、勉誠出版)所収論文「道教の出家戒の成立と継承」に取り込まれている。詳細は同論文を参照されたい⁽¹⁾。

一、三種の出家伝戒儀

道教関連資料の中には道士の出家に際して十戒を伝度する出家伝戒儀が複数見出される。儀式の構成と内容をおぼろげながらも窺うに足る比較的首尾の整ったものとしては、次の三種(甲・乙・丙とす

る)の出家伝戒儀を挙げるができるであろう。

- (甲) 梁武帝(在位五〇二—五四九年)末年頃・金明七真『三洞奉道科誠儀範』卷第五、度人儀品第八(以下「度人儀」と略称)[大淵忍爾『敦煌道経・図録編』(福武書店、一九七九年)二三九頁、P二三三七、五八四行一六四二行]
- (乙) 北宋末・賈善翔(一〇八六年頃)『太上出家伝度儀』[SN一二三六]
- (丙) 明・周思得(一三五九—一四五一年)『上清靈宝济度大成金書』[『藏外道書』第一六冊・第一七冊所収]卷十九「披戴儀」

これらには、道教の宗教職能者である道士が出家するにあたってあずかるべき儀礼の基本的な内容が示されている。儀礼の次第と順序を示したもので、書物の様式としては科儀書に属するといえる。

(甲) (乙) (丙) 三種の科儀書は、六世紀中葉から十五世紀中葉にわたって分散している。

これら三種の科儀書を対照すると、そこに基本的な構造上の共通点があることに気づかされる。その基本構造は、畢竟次の四点を含むものと見ることが可能であろう。

(1) 世俗を辞去する儀礼

出家志願者が俗世間を辞去する礼を設ける儀礼。出家志願者は、父母・祖先・天子および親朋に対して自分が受けた恩恵への感謝を表し、なおかつ出家後は彼等のもとを辞去する旨を表明する。(甲)では父母、九世の祖先、および天子への辞謝が行われる。(乙) および (丙) では、父母、祖先、天子に、更に「親知朋友」(乙)「親朋」(丙) が加わる。

(2) 三帰依

三帰依は、明代の科儀書 (丙) には載せず、(甲) (乙) 二種にのみ載せられる。しかし、三帰依が欠けているのは不可解というべきで、ここでは (丙) に偶々載せていないものとみなしておく⁽²⁾。

「三帰依」は「三宝」への帰依を表す言葉で、仏教から摂取した語であることは疑いない。ただし、仏教の三宝が仏・法・僧であるのに対して、道教の三宝は道 (太上無極大道)・経 (三十六部尊経)・師 (玄中大法師) の三種であり道教独自のものである。道教における三帰依とはこれら三宝に対して、自己の身・神・命を帰するとする。「(至心歸身太上无極大道)」のように表現する。

(3) 易服の儀礼

出家志願者が、俗服を去って道服・道冠を身につける儀を伴う儀礼。(甲) は簡略であるが、(乙) では履・裙・雲袖・道服・簪冠・簡の六種が授与されることが示されており、(丙) は (乙) をほぼそのまま踏襲する。

(4) 伝十戒の儀礼

十戒の授与である。ただし十戒の内容については、(甲) (乙) (丙) はそれぞれ出自の異なる別々の十戒を用いている。(後述)

二、沙弥授戒儀との共通性

これらはまた仏教の沙弥授戒儀との間の共通項として見ることもできる。拙論^③では、道教の出家伝

戒儀に共通する四点の儀礼要素に対応する儀礼が、唐・道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』(『行事鈔』と略称) に載せる沙弥授戒法においても見出されることを示した⁽³⁾。

しかし、仏教・道教の出家儀における見過ごせない違いもある。仏教では四大広律以来、沙弥授戒儀において伝統的に重視されている要素のうち、いわゆる「乗白告衆」「作白告衆」のような出家志願者が僧伽に対して白一をもって剃髪し出家することの認知を求める儀があるが、道教の出家儀ではこれに相当する儀礼はない。これは、出家の認知を誰に得べきか、についての考え方が、仏教・道教の間で異なることを示すように思われる。仏教の場合は、やはり僧伽に重要な権威が付帯されている。仏教の伝統では、沙弥が剃髪し出家することはまず僧伽に告げられるよう定められているが、道教にはこれがない。道士集団を、仏教の僧伽に比肩するような、特別な宗教的正当性の源泉とする考えは道教には希薄といえる。これは、仏教の三宝が仏・法・僧であるのに対し、道教のそれが道・経・師であり、僧伽に対応するものとして師が置かれている事実にもよく表れているように思われる。

三、道教出家戒の不安定性

——在家戒の転用？

十戒の内容の不安定性

六世紀中葉から十五世紀中葉に分布する (甲) (乙) (丙) の出家伝戒儀の形式が相当程度一定であることは、道教における出家伝戒儀の形式上の安定を示すといえる。しかし、その反面で、(甲) (乙) (丙) の三種の中で出家志願者に授与される十戒の内容が全て異なっているという点は、道教の出家伝戒の内容的な不安定性をよく示しているといえる。

(甲) の十戒は古靈宝経の一つである『定志経』(道蔵本所収『太上洞玄靈寶智慧定志通微経』) から独立して「天尊十戒」として単行したもの。(乙) の十戒(「智慧上品十戒」) も古靈宝経の一つ『太上洞玄靈寶赤書玉訣妙経』巻上に載せるものが、『太上洞玄靈寶智慧上品大戒』に採られ、広く用いられるようになったものと思われる。(丙) の十戒は、唐代後半に文献上に浮上して、宋代には在家・出家を含む修行者の生活を律するために用いられ、明初までには全真教の出家修行者が入門時に用いた。やがて明の周思得の科儀書で出家戒として採用され、

その後は清初の王常月が構築した伝戒儀の出家伝戒儀（『初真戒律』）に採用された⁽⁴⁾。

このような内容の不安定面に関連して更に注意されるのは、(甲)の十戒が有する在家的色彩である。楠山春樹氏は、(甲)の「天尊十戒」は『梵網經』の十重戒の主旨とほとんど一致することを指摘し、その影響関係を示唆しておられる⁽⁵⁾。また、(乙)には、語彙レベルでの明確な摂取ではないが、十善戒の影響を窺わせる句が含まれる。例えば、第五戒に「口に悪言無く、言に華綺せず、内外中直にして、口過を犯さざれ」が、妄語・両舌・悪口・綺語を禁じる十善戒の影響を免れるとは考え難い。つまり、出家伝戒儀の形式は仏教の沙弥授戒儀からとられたようであるが、戒の内容は、むしろ大乘仏教の戒に似ている。更に奇異に見えるのは、(甲)第二戒(乙)第三・四戒では、不淫もしくは不邪淫に関して、諸本で表現が一定しないことである。(乙)に至っては、諸本に明示される「不淫」「不色」が「不欺」「不貪」に変更されているため、淫に関する戒が消えてしまっている⁽⁶⁾。(丙)の第九戒は「不忠不孝」を戒めており、在家的といえる。

このように、道教の出家伝戒儀において、「淫」に関わる戒が変更されて便宜的に用いられたり、在家的な特色を有していることは、これらの戒がもともとは在家者のために作られたことを想起させる。(実際、『定志經』の十戒が在家のために説かれたことは、『定志經』の性格からしても明らかである。)このような便宜的とも言える措置がとられることの背景に、どのような事情が考えられるであろうか。

ここで想起されるのは、尾崎正治氏が提出された、本来、在家的な傾向が顕著であった道教の道士たちが出家とされてゆくのは、唐代の国家的な道教政策のもとに進められたことによるとの見解である。この尾崎氏の結論は『三洞奉道科戒營始』（『科誠儀範』の道藏本）に拠るところが大きいのが、尾崎氏は同書を唐初の成立として論じておられる。報告者は、吉岡義豊・小林正美氏の説に理があると考えて、梁代成書説をとるが、この立場から尾崎氏の議論を梁代にスライドさせれば、その頃、国家主導で道士が外発的に出家化していったものと考えられる。小林正美氏は、「宋・齊・梁・陳の皇帝や王侯たちは道士のために道館を建てたり、道館の整備を援助したり、あるいは道館で修行をすることもあったようである」と述べている⁽⁷⁾。もともと、出家

道士のための統合的な規範をもたない道教は、このような王朝による大規模な修行場の整備に合わせて、従来の在家的な規範を、出家のための規範へと便宜的に転用していかざるをえなかったのではなかろうか。

勿論、板野長八氏が指摘するように、後漢末魏晉時代の逸民たちは、時に妻子を捨てて真を求めるような脱俗の志向を執る。彼等が、仏教や道教の中に入って、出家的な生活を送ることは自然のなりゆきともいえるであろう⁽⁸⁾。

四、道教の法位体系における出家伝戒儀の位置について

梁武帝末期から唐代前半期、さらには北宋期にかけて、道教の法位体系の中で「出家戒」の置かれる位置について見ておきたい。出家伝戒儀の形式が固定的・安定的であったのに比すると、そこには若干の変動が見られるものの、唐代から宋代の頃には道士としての一定の昇進の段階で与えられるような想定が出来てきたようである。しかし、宋代以降になると、戒についての情報量は極端に少なくなり、法位体系における戒の位置づけを知ることは困難になる。しかし、具体的な点を述べる前に、道教の法位体系の形成という、道教史の基本に関わることについて簡単に解説しておきたい。

(1) 道教の法位体系について———一般的解説

六朝・隋・唐期にわたって進行する道教の形成発展の歴史は、一面においては道士の法位が階層化され、その階層化を通じて道教が体系化されてゆく歴史であったと見ることができる⁽⁹⁾。道教の起源は多元的で、出自を異にする種々の文献をともなう伝統が束ねられてひとつに収束してゆく。後漢時代の、老子信仰と張天師の宗教コミュニティを核とする、五斗米道に発する天師道の伝統、前漢・新・後漢の王朝周辺にくすぶる太平経の伝統、西晋・東晋期頃から江南呉の地方に蓄積されて、やがて三洞として総括されることになる三皇経、上清経、靈宝経等の伝統などがせめぎあっていた。それらの中で、大雑把には、天師道の籙→老子道德経→三皇経→靈宝経→上清経という流れに沿って、順次に經典を授与することによって昇進する道士の位階制度が形成される。道士は、昇進するごとに特定の経とそれに

対応する籙・戒その他の文書類の一組を授与され、大道の臣下としてのより高い法位を獲得してゆくことになる。このような、下位から上位に移動する法位のフローが形成されることで、出自を異にする道教経典はあたかも一連のものであるかのごとくに集大成されてゆく。それは、五世紀に劉宋の陸修静が明帝（在位四六五一四七二）の勅に応じて朝廷に道教経典の目録、『三洞経書目録』を献上する時点で最初の完成をむかえ、さらに梁代に至るまでに、三洞四輔の体系を具えてより多くの典籍が集成される、拡張された統合が完成された。その完成形態を示すのが、梁武帝末期の成書（成書年代については学者の見解が割れる）と見られる金明七真編『三洞奉道科戒營始』である。上に見てきた（甲）が収められる文献である。

しかし、前述の通り、出自を異にする伝統の束である道教にはもともと全体を統合する出家の規範というものは存在しなかった。法位体系の中に出家戒をどう位置づけるかは、梁代になって道教徒が向かい合う新しい課題であった。

（2）六朝末から唐代前半期にかけての出家戒の位置の変更

いま、複雑な考証を省いて結論だけを示す。『三洞奉道科誠儀範』の「法次儀」には、当時想定された法位の一覧が「正一法位」として収められている。この一覧の中に出家戒の位置が直接明示されるわけではないが、間接的に検証することは可能である。「度人儀」で示されるように、出家は「天尊十戒」を持することを条件とするが、「正一法位」でこれに相当する法位が、やはり同じく「天尊十戒」（と「十四持身品」）を修めることを条件として得られる「老子青糸金鈕弟子」である⁽¹⁰⁾。この法位は、正一の諸籙を授かる段階と三洞経典を授かる段階との間に設けられた、『道德経』とそれに関連する諸々の文書・物品を授与される段階である⁽¹¹⁾。『道德経』の伝授と天尊十戒の授与が密接に関連すること（またこの天尊十戒が「清信弟子」の称号とも結びついて敦煌遺書にも見えること）は、楠山氏とシッペール氏によって指摘されてきた⁽¹²⁾。『科誠儀範』においては、正一籙に関わる法位から三洞に関わる法位に移るその間に、出家の段階が想定されていたと見てよいであろう。

唐玄宗期の道士、張萬福の場合はどうであろうか。彼は「天尊十戒」の授与よりもかなり早い段階に「新出家が受ける所の戒」として新たに「初真戒」の授与を導入する。これは、「天尊十戒」が出家戒としての地位を失ったことをも意味する。新たな出家戒の伝授の機会、籙生よりも後、正一弟子や男官女官の手前、という正一籙を受ける位階の只中に置かれるのである。『科誠儀範』に比べて出家の地位がかなり早い段階に設けられているといえるであろう。（おそらく、現実の出家がかなり早い段階から行われたことに合わせて、出家伝戒の時期を早めたのであろう。）なお、張萬福が導入した「初真戒」は、『太上洞玄靈寶出家因縁経』[SN三三九]に載せる十戒からなる「初真誠」であり、その内容は、（丙）の「初真十戒」とは異なる（その前身というべき）ものである⁽¹³⁾。

（3）北宋期の位階体系と出家の時機、そしてその後

以上から、六朝末から唐代前半期にかけて、道教の位階制度の中で出家の時期の設定が試行錯誤の中にあつたことがうかがわれる。次に、宋代の資料に目をやるとき、位階体系の表現が著しく変化する中で、出家伝戒の時期は張萬福が調整した位置に定まりつつあつたことが見えてくるように思われる。北宋のごく初期にまとめられた、孫夷中（一〇〇三）『三洞修道儀』において、出家伝戒儀がどのように位置づけ得るかを見てみたい。『三洞修道儀』によると、七歳で「籙生弟子」となった男信と、十歳から「南生弟子」と称するようになった女信が、師門で陶冶を受けて「三戒」・「五戒」を得て、葷血（なまぐさ）を避けるようになり、その後結婚せずに十五歳になったところで師に請うて「出家」して戒律を稟受する。その学びに精通してきた時点で、はじめて入道誓戒し、「三師」によって「智慧十戒弟子」を称され、定まった道衣を授与される。そこから、十部大乘の諸経法（靈宝経の法）を学ぶようになり、その学びの過程で「初真八十一戒」を得ることになり、「太上初真弟子」と称することになる。

本書においては、「清信弟子」や「初真」という語の用法が六朝末から唐代にかけてのものとは大幅に異なっているという印象を受ける。『三洞修道儀』では「清信弟子」（彼等は黄赤の法を行うとされる。）は世俗の既婚女性を指す用語とされ、出家ではな

い。また、「初真」は靈宝經の修行者に与えられるかなり高度な称号のようである。しかし、出家のタイミングに関しては、(道士の称号のみとりあげれば)「籙生」の後であり、張萬福が「初真戒」を授与するとした時機とそれほどずれていないように思われる。

なお、酒井規史氏の指摘によれば、この『三洞修道儀』の出家伝戒に用いていた伝戒儀は(乙)賈善翔『太上出家伝戒儀』である可能性が高い。『三洞修道儀』では、出家にあたって稟受すべき戒は「智慧十戒弟子」とされており、「智慧上品十戒」が授与された可能性の高いことを示唆している⁽¹⁴⁾。『三洞修道儀』に、「智慧十戒弟子」が「三師」によって称されることを言うが、この点も、度師と保拳二師の三師が伝戒儀礼に関わっていると(乙)『太上出家傳度儀』の記述と一致するといえる。(乙)の出家伝戒儀の法位体系における位置づけは、張萬福のものとそれほど変わらないといえる。しかし、先述の通り、十戒の内容という点では『科誠儀範』とも張萬福とも異なり、しかも——おそらくは在家信徒が夫婦で行う「黄赤交接之道」を意識して——、本来の靈宝經の戒文から「淫」についての禁止事項を書き換えた、在家的な配慮によって脚色された内容となっている。

もっとも、大まかに見ると、『科誠儀範』、張萬福の説、『三洞修道儀』いずれの場合をとってみても、出家のタイミングは三洞經典を受ける以前に設定されていることにはかわりはない。まず出家して、それからいよいよ三洞經典を受けるという順序は、まず沙弥・沙弥尼として出家し、それからいよいよ具足戒を受けて比丘・比丘尼になる順序を想起させる。ただ、仏教の受戒に比べて、道教の場合は受戒以外に、籙の伝授や道法の伝授など、様々な伝授の機会が存在するからであろうか、宋代を下ると、戒についての情報は資料のうえにあまり姿を見せなくなるように思われる。

(4) 道教戒の風化と王常月による“復興”

例えば、(丙)の資料が、当時の(つまり明代の)道教の法位体系の何処に属するかということは明かではない。朱権『太清玉冊』には法位の体系を載せるが、戒の制度については全く触れない。このことは、道教の位階体系の中で、戒のもつ意味が失われていったことを示唆しているのではないと思われる

る。しかし、(丙)の存在は、道士の間に出家に際しての伝戒儀礼はなお伝えられていたことを告げるものであり、貴重な資料といえる。

以上のように、六朝から明代にかけて道教の出家伝戒儀は、授戒形式は比較的安定していたものの、法位体系の中にどう位置づけるかということになると、籙生以降、三洞經典を受ける前のどこか、というようなかなり大雑把なものにならざるを得なかったようである。出家戒はともかく、『科誠儀範』や張萬福が示した、法位体系に対応する受戒の体系となると、唐代以降衰える一方だったのではなかろうか。

この状況に対して、新たな展開を加えたのが、一七世紀後半、清初の全真教道士王常月であった。彼は、同時代の仏教が確立する三壇伝戒の制度を模して、初真戒、中極戒、天仙戒という三種の戒を段階的に伝授する、道教にとっては前例のない授戒制度を構想した。そのうちの初真戒は、実は明代の(丙)に用いられた「初真十戒」を出家志願者に授与するもので、明代に行われていた出家伝戒の方法を受け継いで構築したものと見てよいように思われる⁽¹⁵⁾。王常月の戒法は、二十世紀に至るまで継承される。王常月の戒法が、道教の伝統的な法位体系とどのような関係にあるかは報告者にとっては緊急の研究課題である。

注

- (1) 森由利亜「道教の出家戒の成立と継承」新川登亀男編『仏教文明と世俗秩序』(二〇一五年、勉誠出版、四七一—四八九頁。)
- (2) 拙論③一六頁参照。
- (3) 『行事鈔』と道観の規範の関係については、都築(二〇〇二年)参照。
- (4) 「初真十戒」の変遷については拙論①参照。
- (5) 楠山春樹(一九八三年)「道教における十戒」『早稲田大学文学研究科紀要』二八集(一九九二年三月)、後同(一九九二)『道家思想と道教』(平河出版社)。後者一〇三頁参照。
- (6) 後述の如く、(乙)の伝戒儀と親和性の高い北宋『三洞修道儀』には、男女の信徒である清真弟子と清信弟子(後述)が「其の夫婦有る者は、今時日を選び、陰陽に順いて交接を行う」として「黄赤交接之道」を行うべきことが説かれる。おそらく、このような夫婦の性交術に配慮して(乙)では「淫」の文字が削除されたのではある

まいか。しかし、「黄赤交接之道」はあくまで在家信徒の夫婦に限定されているので、出家戒に「不淫」を示すことに不都合はないはずである。むしろ、出家戒が在家限定の行法に遠慮して「不淫」を削るところにこそ、出家と在家の混同があるといえよう。

- (7) 小林（一九九八年）一四五頁参照。
 (8) 板野（一九四〇年）参照。
 (9) 小林（二〇〇三年）第二章参照。
 (10) これについて、筆者は吉岡義豊氏・楠山春樹氏と見解を異にする。別稿で論じる予定である。吉岡（一九六一年、一九八九年）、楠山（一九八四年、一九九二年）参照
 (11) 楠山、（一九九二年 [もと一九八四年]）、一二八—一三〇頁、シッペール、一九八三年、三三七—三三九頁参照。
 (12) 楠山、一九九二年、二九—三三頁、一三〇—一三三頁。シッペール、一九八三年、三三三—三三六頁参照。
 (13) 張萬福の「初真戒」の内容、『太上洞玄靈寶出家因縁經』との関係についての考証は、拙論①参照。
 (14) 酒井規史（二〇一一）『宋代道教における「道法」の研究』早稲田大学文学研究科博士論文、一一九頁参照。
 (15) 拙論①参照。

参考文献

- 曹凌編著『中国仏教疑偽経綜録』（上海古籍出版社、二〇一一年）
 平川彰『原始仏教の研究』（春秋社、一九六四年）
 板野長八「慧遠に於ける礼と戒律」『支那仏教史学』四—二、一九四〇年。
 楠山春樹「概説・敦煌本道德経類（本文・注釈・解題）」同『道家思想と道教』（平河出版社、一九九二年）
 ———「道教における十戒」『早稲田大学文学研究科紀要』二八（一九八三年三月）、後、楠山春樹著『道家思想と道教』（平河出版社、一九九二年）に所収。
 ———「清信弟子考——道士の階級に関する一試論」『牧尾良海博士頌寿記念論集・中国の宗教・思想と科学』（国書刊行会、一九八四年）、後、楠山春樹著『道家思想と道教』（平河出版社、一九九二年）に所収。
 小林正美『中国の道教』（創文社、一九九八年）
 ———『唐代の道教と天師道』（知泉書館、二〇〇三年）
- 森由利垂①「『初真十戒』系譜考——王常月「初真十戒」前史Ⅰ」『早稲田大学文学研究科紀要』第五八輯Ⅳ（二〇一三年、三月）
 ———②「道教の出家伝戒儀についての一考察（金明七真、賈善翔、周思得を中心に）——王常月「初真十戒」前史（Ⅱ）」『早稲田大学文学研究科紀要』第五九輯Ⅰ（二〇一四年、三月）
 ———③「道教の出家伝戒儀三種と沙弥授戒儀——道宣『四分律刪繁補闕行事鈔』との対比を通じて」『多元文化』3（早稲田大学多元文化学会、二〇一四年二月）
 西本龍山訳『四分律刪繁補闕行事鈔』（『国訳一切經和漢撰述部・律疏部』（二）（大東出版社、一九三八年）
 尾崎正治「道士——在家から出家へ」（『酒井忠夫博士古稀記念・歴史における民衆と文化』国書刊行会、一九八二年）
 佐藤達玄『中国仏教における戒律の研究』（木耳社、一九八六年）
 クリストファー・シッペール（福井文雅訳）「敦煌文書に見える道士の法位階梯について」『敦煌と中国道教』（大東出版社、一九八三年）
 土橋秀高『戒律の研究』（永田文昌堂、一九八〇年）
 都築晶子「道観における戒律の成立——『洞玄靈寶千真科』と『四分律刪繁補闕行事鈔』」 麥谷邦夫編『中国中世社会と宗教』（道氣社、二〇〇二年）
 吉岡義豊「敦煌本十戒経について」『塚本博士頌寿記念・仏教史学論集』（一九六一年、二月）、後『吉岡義豊著作集』（五月書房、一九八九）所収。